
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.227 2020/6/1

1 食品衛生法第11条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設について

5月29日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

改正法の施行に伴い、我が国において、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、日本国内で獣畜及び家きんの肉及び臓器（以下「食肉等」という。）がコーデックス委員会のガイドラインに基づくHACCPの7原則を要件とする衛生管理の措置を求められることとなった。

輸入される食肉等については、国内規制との同等性の観点から、法第11条第1項に基づき、輸出国において同じレベルの衛生管理が行われていることを輸入要件としたところである。

これを踏まえ、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置（以下「HACCPに基づく衛生管理」という。）が講じられていることが確実であるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設（令和2年厚生労働省告示第226号。）を同日告示したことに伴うものである。

<https://kanpou.npb.go.jp/20200529/20200529g00106/20200529g001060063f.html>

法第11条第1項の規定については、令和2年6月1日から施行されるものであること。

ただし、改正法附則第2条により、実際に適用されるのは令和3年6月1日であること。なお、この場合において、食肉等を販売の用に供するために輸入する者は、告示された国等において製造し、又は加工された食肉等を輸入するよう努めなければならないとされていること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000635243.pdf>